

令和六年九月六日

第三十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 一．開　　会 | 1 |
| 二．委員紹介 | 2 |
| 三．市場長挨拶 | 3 |
| 四．審議事項 | |
| 令和七年における休業日の設定について | |
| （水産物、青果物、食肉、花き） | 6 |
| 五．報告事項 | |
| 東京都中央卸売市場における取引等の状況について | 16 |
| 六．閉　　会 | 18 |

日時 令和六年九月六日（金）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階特別会議室A

出席者

| | | |
|---------|-----------|-----------------------|
| 会 長 | 中西 充 | 公益財団法人東京都中小企業振興公社理事長 |
| 会 長 代 理 | 清水 みゆき | 日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科教授 |
| 委 員 | 青木 稔 | 全青卸連関東地区協議会会長 |
| 〃 | あげ上 三和子 | 東京都議会議員 |
| 〃 | 伊藤 裕 康 | 東京都水産物卸売業者協会最高顧問 |
| 〃 | 内 田 広 光 | 東京都花き振興協議会会長 |
| 〃 | 小 川 一 夫 | 東京食肉市場株式会社代表取締役社長 |
| 〃 | 近 藤 栄 一 郎 | 東京都青果物商業協同組合理事長 |
| 〃 | 酒 川 満 男 | 東京都花き振興協議会取引委員長 |
| 〃 | 杉 本 英 美 | 公認会計士 |
| 〃 | 鈴 木 敏 行 | 東京中央市場青果卸売会社協会副会長（欠） |
| 〃 | 鈴 木 貢 | 全国農業協同組合連合会園芸部部长（欠） |
| 〃 | 関 谷 芳 久 | 東京都食肉事業協同組合理事長 |
| 〃 | 鏝 本 諭 | 京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会 |

幹 臨
時 委
事 員

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------|----------------|--------------|----------------|------------|----------|---------|-------------|-----------------|-----------|--------------|---------|---------|---------|-------------------------|---------------|-----------------|---------|---------------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 稻見成之 | 大谷俊也 | 高橋葉夏 | 石井浩二 | 東山正行 | 住野英進 | 松田健次 | 早川剛生 | 細川允史 | 渡邊一夫 | 若月壽子 | 山中謙二郎 | 増子ひろき | ほっち易隆 | 細田いさむ | 二村真理子 | 早山豊 | 野本照雄 | 中田たかし | 長岡英典 |
| 保健医療局市場衛生検査所長 | 中央卸売市場事業部長 | 中央卸売市場財政調整担当部長 | 中央卸売市場政策担当部長 | 中央卸売市場渉外調整担当部長 | 中央卸売市場管理部長 | 中央卸売市場次長 | 中央卸売市場長 | 卸売市場政策研究所代表 | 東京都水産物小売団体連合会会長 | 主婦連合会常任幹事 | 東京都花き振興協議会理事 | 東京都議会議員 | 東京都議会議員 | 東京都議会議員 | 東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授（欠） | 東京魚市場卸組合連合会会長 | 東京食肉市場卸商協同組合理事長 | 東京都議会議員 | 一般社団法人大日本水産会常務理事（欠） |

書

記

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|---------|---------|-------------|--------------|---------|-----------|---------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 春田佳文 | 臼井万寿雄 | 梅澤直子 | 猪又謙 | 坪内貴博 | 村上功 | 伊東秀典 | 大塚重之 | 南波伸也 | 織田洋輔 |
| 事業部市場業務専門課長 | 事業部経営企画担当課長 | 事業部経営支援担当課長 | 事業部施設課長 | 事業部業務課長 | 管理部財政調整担当課長 | 管理部広報・組織担当課長 | 管理部財務課長 | 管理部市場政策課長 | 管理部総務課長 |

第三十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

一・開 会

○司会（坪内） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第三十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の坪内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。当運営協議会は、東京都中央卸売市場条例第七十一条第一項の規定によりまして、議事に関係がある臨時委員を含めた総委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本日時点での協議会委員定数二十六名のうち、二十二名の方にご出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、本会は有効に成立しておりますことをここでご報告させていただきます。

なお、本日は四名の委員の方からあらかじめ欠席の申出をいただいております。欠席は、鈴木敏行委員、鈴木貢委員、長岡英典委員、二村真理子委員でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

順番に、一枚おめくりいただきまして、右上に資料一とございます、本日の会議の次第。次に、一枚おめくりいただきまして、資料の二、委員名簿。資料の三、幹事・書記名簿。資料の四、座席表。資料の五、諮問文の写し。資料の六、審議事項。その後にカレンダーが続きまして、資料の七、報告事項、それぞれの資料でございます。なお、諮問文の原本につきましては会長席にございます。資料の不足等がある場合はお申し出いただきたく思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

二．委員紹介

○司会　次に、委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

当運営協議会の委員の任期は、東京都中央卸売市場条例第六十八条第一項に基づき二年となっております。委員の皆様には、令和六年七月一日から令和八年六月三十日までの間、委員をお願いしてまいります。

それでは、今回新たに就任されました委員の方をご紹介します。新任の委員の方は、ご着席のまま結構でございますので、一礼をお願いできればと存じます。

青木稔委員でございます。

あぜ上三和子委員でございます。

関谷芳久委員でございます。

リモートでご出席をいただいております鏑本諭委員でございます。

増子ひろき委員でございます。

山中謙二郎委員でございます。

若月壽子委員でございます。

ありがとうございます。

なお、鈴木貢委員は本日ご欠席でございますので、改めて次回ご紹介させていただきたいと存じます。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮でございますが、お手元にお配りしてございます委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

三．市場長挨拶

○司会　それでは、議事に先立ち、開設者を代表いたしまして、早川市場長よりご挨拶を申し上げます。早川市場長、よろしくお願い申し上げます。

○早川幹事　東京都中央卸売市場長の早川剛生でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。着座にて失礼をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして大変お暑い中、第三十一回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、この後、諮問させていただきまます東京都中央卸売市場の令和七年における休業日の設定についてご審議をいただいた後、答申を賜りたいと考えております。

市場の開場日及び休業日につきましては、卸売市場で事業を行う皆様、そして生産者、実需者の方々など市場をご利用いただいている皆様にとって営業活動そのものに直結しており、さらには生鮮食料品等の消費者でございま

す都民の皆様方にも大変関わりの深い、非常に重要な事項であると認識しております。

こうしたことから、令和七年の休業日の設定に当たりましては、市場関係者の皆様方と卸売市場を取り巻く流通環境、国内の労働環境など、様々な観点から協議を重ねてまいりました。また、全国の中央卸売市場の開設者や、青果物の産地の方々とも意見交換を行ってまいりました。

本日は、諮問事項の検討に当たりまして、こうした協議等を踏まえ作成いたしました令和七年における休業日の設定についての原案を後ほどご説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご審議に当たりまして忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

次に、今任期におけます会長の推薦をお願いしたいと存じます。

会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第六十九条第一項の規定によりまして、委員の互選ということになってございます。どなたかご推挙を賜りたいと存じます。

(伊藤委員から挙手あり)

○司会 伊藤裕康委員、お願いいたします。

○伊藤委員 委員の伊藤でございます。

私は、会長に中西委員をご推挙申し上げたいと存じます。中西委員は、過去に中央卸売市場長、さらには東京都副知事も務められた方でございます。卸売市場における取引や業務運営についても精通されております。また、平成三十年九月から当協議会の会長をお務めになっておられます。そのご見識とご経験からも、当協議会の運営に当たり、会長として最適の方であると考え、ご推挙申し上げます。以上です。

○司会 ただいま伊藤委員より中西委員を推挙するのご発言をいただきました。皆様、いかがでございますでしょうか。

か。

〔異議なし〕の声あり

○司会 ありがとうございます。異議なしということでございますので、中西委員、恐れ入りますが、会長をお引き受けいただきたく、よろしくお願いいたします。

○中西委員 それでは、ご指名でございますので、お引受けをいたします。よろしくお願いいたします。

○司会 よろしくお願いいたします。

それでは、中西委員、恐れ入りますが、どうぞ会長席の方へご移動いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

（中西委員、会長席へ移動）

○司会 それでは、中西会長より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○中西会長 ご推挙いただきました中西でございます。皆様の御協力をいただきまして、議事が円滑に進みますよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思います。

会長代理は、東京都中央卸売市場条例第六十九条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくことになっております。中西会長、よろしくお願いいたします。

○中西会長 それでは、会長代理につきましては清水委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕の声あり

○中西会長 それでは、清水委員、恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、清水委員、恐れ入りますが、会長代理の席のほうへご移動いただきたく、よろしくお願いいたしま

す。

(清水委員、会長代理席へ移動)

○司会　それでは、清水会長代理より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○清水会長代理　ただいま会長代理に指名されました日本大学の清水と申します。中西会長をはじめ委員の皆様方のご協力を得ながら職責を全うしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○司会　清水会長代理、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては中西会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

四・審議事項

令和七年における休業日の設定について

(水産物、青果物、食肉、花き)

○中西会長　それでは、これより議事に入りたいと思います。

お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。まず初めに、審議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　中央卸売市場事業部長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、本日、本運営協議会で諮問させていただく審議事項につきまして説明させていただきます。お手元配付の資料五をご覧ください。令和六年九月六日付の諮問文でございます。

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会会長殿。

東京都中央卸売市場条例第六十六条の規定に基づき、下記の事項について貴運営協議会の意見をいただきたく、諮問します。

東京都知事、小池百合子。

- 一、諮問事項。令和七年における休業日の設定について（水産物・青果物・食肉・花き）。
 - 二、諮問理由。東京都中央卸売市場条例第六条第一項の規定に基づく、市場の休業日を設定するため。
- 諮問事項の説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。

それでは、諮問を踏まえまして、令和七年における休業日の設定について審議をいたします。

令和七年における休業日の設定につきましては、水産物、青果物、食肉、花きの取扱品目別に設定していただきます。

初めに、水産物の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　それでは、令和七年における休業日の設定について説明します。

水産物の説明に入る前に、まず、お手元配付の審議事項と記載された資料六の十ページの開場日・休業日の設定に関する指針をご覧ください。こちらは青果物及び水産物を取扱品目とする市場の開場日・休業日の設定に関する全国中央卸売市場協会の指針でございます。

内容といたしましては、市場の年間休業日数について、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低限完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することを目標とするほか、産地や実需者の状況などを踏まえ、休業日数の上乗せを可能とすること、開場日・休業日はできるだけ全国統一することなどが記載されております。

この方針を踏まえ、市場業務の実態に即したものになるよう、事前に各業界の方々との協議、調整を重ねるとも

に、他都市の開設者及び産地の方々とも意見交換を行い、本日、案をお諮りしてございます。

資料に戻りまして、一ページをご覧ください。

冒頭、休業日の設定についての考え方を記載しております。

それでは、水産物につきまして説明いたします。

休業日については、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十一日を休業日としております。また、八月十三日、十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず日曜日または祝日を開場日とする日として一月五日、五月三日、八月十一日及び十二月二十八日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として三月十九日、七月二十三日及び九月十七日と設定しております。

以上により、休業日は百十二日で、開場日数を二百五十三日としてございます。

二ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

水産物についての説明は以上でございます。

○中西会長　水産物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員　ただいま東京都の方から二〇二五年のカレンダーの案が示されました。私もは、市場流通とは生産者と消費者をつなぐ結節点であると思っております。その中で、情報の交流も物流も、休業日と関係なく、一日も休むことなく図られております。私たちは、生産された水産物を現物に即してきちんと品質を評価し、そして市場の評価の下でそれぞれの取引先にあまねく必要に応じて品物が届けられるように図っております。

一方で、卸売市場で働く従業員の人たちの労働環境、特に有給休暇を与えるなどを含めて、労働環境がしっかりと整えられることも大事な要素であります。

今回の東京都の原案は、私ども関係者と何度も協議を行い、つくられた案でございます。今回の原案に全面的に

賛成いたします。

以上です。

○中西会長　ありがとうございます。

ほかにご発言はございませんでしょうか。

○早山委員　委員の早山でございます。私、水産仲卸業者の代表として、市場の開場日及び休業日の決定に当たって、私から一言申し上げます。

産地における出荷の利便性を図るためには、市場の開場日及び休業日の全国統一を図ることが重要であるということについて、昨年の協議会でも申し上げたところです。全国の水産仲卸業者が加盟する団体からは、今年も、開市の全国的な統一を求める強い要望を賜っており、これを踏まえて、大阪や名古屋などの主要都市の仲卸代表とも意見交換を重ね、都をはじめとする各開設者に対して全国的な統一を図るよう求めてまいりました。

現時点で、年末年始とゴールデンウィークは統一する方向で調整が進んでいると伺っている一方、一部の都市とお盆の連休が異なる可能性があると同っています。全国統一は難しい課題だと思いますが、開設者においては、令和八年に向けて今後も精力的な調整をお願いいたします。

次に、休業日数についてです。

中小企業である仲卸業者が持続的に営業機会を確保し、市場機能を的確に果たすことができるよう、最適な休業日の在り方について、都には引き続き我々業界としっかり協議していただくよう要望いたします。

令和七年におきましては、月曜祝日のある週の水曜日を休業日に、木曜祝日のある週の水曜日を休業日とし連休とするなど、新たな試みも設定されておりますので、都においてはこの結果についてはしっかりと検証をしていたきたいと思います。

市場機能を的確に果たしていくためにも、小売店や飲食店への橋渡し役となる我々仲卸業者の最適な営業機会が

確保できるよう、市場の公共的役割や労働環境の整備等について、都において引き続き精力的な調整をよろしくお願いいたします。

私どもとしては、令和七年のカレンダー案について了承いたします。
以上です。

○中西会長 ありがとうございます。

ほかに何かご発言はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。それでは、原案のとおりいたします。

それでは、次に、青果物の案について、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事 それでは、青果物につきまして説明いたします。

資料の三ページをご覧ください。

休業日については、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十日及び三十一日を休業日としております。また、八月十三日、十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず日曜日または祝日を開場日とする日として一月五日、五月三日、八月十一日及び十二月二十八日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として一月十五日、二月二十六日、三月十九日、七月二十三日、九月十七日、十月十五日及び十一月五日と設定しております。

以上により、休業日は百十七日で、開場日数を二百四十八日としてございます。

四ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

青果物についての説明は以上でございます。

○中西会長 青果物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○近藤委員 青果小売組合の近藤でございます。

今回初めて二百五十日を切ったということでございますけれども、ちょうど十年前ですか、平成二十七年には二百六十七日というところから約十九日、休市が増えたということでございます。しかしながら、昨今の働き方改革の中で市場の雇用、雇うということは非常に重要なことであるということで、今回の決定に賛成をいたします。

しかしながら、私どもの組合は、非常に小規模・零細な業者が多いということで、非常にセンシティブな問題になっております。冒頭に市場長が、この休開市というのは事業者にとって非常にセンシティブな問題だというお話をされておりましたけれども、まさに私ども小売業者にとりましても非常に大きな問題でございます。とりわけ二〇二四年の物流問題の中で、ドライバーの上限規制が決められる中で、既に遠隔地の産地におきましてはなかなか市場に予定どおり届かないという現象が起きている。また、ほかの市場もほかの産地も同じような傾向になって、これから卸売市場の物流がどうなるのかなということも懸念するところでございます。

卸売市場の大きな目的というのは、まさに消費者に安定的に青果物を供給することにはかなりませんで、ぜひそういう観点からも、今後の市場休市の決定に当たってはお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○中西会長 ありがとうございます。

ほかに何かご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　　ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　　ありがとうございます。それでは、原案のとおりといたします。

続きまして、食肉について、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　　それでは、食肉につきまして説明いたします。

資料の五ページをご覧ください。

食肉の案は、食肉市場において都と業界代表者により組織されております食肉市場取引業務運営協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日については、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を休業日としております。年始は一月一日から五日まで、年末は十二月二十九日から三十一日までを休業日としております。また、八月十三日及び十四日を夏期休業日としております。

原則によらず土曜日、日曜日または祝日を開場日とする日として、五月三日、十一月二十九日、十二月六日、十二月十三日、十二月二十日、十二月二十七日及び十二月二十八日と設定しております。

以上により、休業日は百十九日で、開場日数を二百四十六日としてございます。六ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

食肉についての説明は以上でございます。

○中西会長　　食肉についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　　ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　　ありがとうございます。それでは、原案のとおりといたします。
引き続きまして、花きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事　　それでは、花きにつきまして説明いたします。

資料の七ページをご覧ください。

花きの案は、花きのある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場の業界団体等で構成される東京都花き振興協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日については、花きの取引は、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に行われているため、原則として日曜日を休業日としております。年始は一月一日及び二日、年末は十二月三十日及び三十一日を休業日としております。また、八月十二日及び八月十四日から十六日までを夏期休業日としております。

原則によらず日曜日を開場日とする日として、正月向けの松の取引日を十二月七日と設定しております。
以上により、休業日は全市場共通で五十九日で、開場日数を三百六日としてございます。

また、需要特性等を考慮して市場ごとに休業日を設定しております。全市場共通以外の休業日として、北足立市場が五十日、大田市場が一日、板橋市場が七十八日、葛西市場が五十一日、世田谷市場が一日を休業日として設定しております。

八ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

花きについての説明は以上でございます。

○中西会長　　花きについての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○あぜ上委員　花きということではないんですけれども、各分野にわたることなので、ここで一点確認させていただきたいなと思うんです。

先ほど三人の委員の方からもお話を伺いまして、改めてこの中央卸売市場というものが多くの方々の力によって、物流を止めることなく生鮮食料品等を円滑に供給してくださっているんだという認識を深めさせていただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

本運営協議会の委員の構成についてなんですけれども、四年前の二〇二〇年の委員の改選のときには二十八人の委員を二十四人というふうになりまして、そのうち市場で働く労働団体の方もお二人からお一人になったというところでありました。私は、多くの方によって支えられているこの市場の運営を進めるに当たって、先ほど労働環境のお話もございましたけれども、やはりそこで働く方々のご意見も聞くことが重要ではないかというふうに思うわけです。

そこでちょっと伺っておきたいなと思ったのは、これまでの休業日、開業日の設定に当たって、現場で働く人たちのご意見をどのように反映されているのか伺えればと思います。

○中西会長　ありがとうございます。先に花きのことについて決めて、それから今のお話について事務局のほうに諮ってみたいと思いますので、お願いいたします。

○あぜ上委員　ごめんなさい。失礼しました。

○中西会長　花きについての先ほどの説明について、何かご発言がある方はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　ないようございますので、花きについてはこの案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

○中西会長 ありがとうございます。それでは、花きについて原案のとおりいたします。

それでは、あぜ上委員から先ほどご質問がございましたが、事務局のほうからお話がございますでしょうか。

○大谷幹事 それでは、あぜ上委員のご質問につきまして事務局からお答え申し上げます。

生鮮食料品等を安定的に供給するという市場の役割は、卸売業者、仲卸業者をはじめとする市場関係者の皆様が多々の取引業務を途切れることなく担っていただくことによりまして成り立っております。

持続可能な市場運営を行っていくためには、誰もが働きやすい環境を整備していくことが重要でございます。このため、市場で働く従業員の団体からも意見を聞いて、開場日、休業日を設定しております。

引き続き、市場関係者の皆様と丁寧に協議を行ってまいります。

以上でございます。

○あぜ上委員 ありがとうございます。お話がありましたように、持続可能な市場運営を進めていく。それは本当に大事なことだというふうに思いますが、そのためには誰もが働きやすい環境をつくるということは大変重要だというふうに思っております。そういう点でもぜひ各分野の市場で働く人たちの意見も踏まえてのカレンダーの設定になるように要望したいというふうに思います。

意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

○中西会長 ほかに何かご発言がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔なし〕の声あり〕

○中西会長 それでは、各取扱品目を合わせまして、知事から諮問をいただいている審議事項については、原案のとおり答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕の声あり〕

○中西会長 ありがとうございます。

答申につきましては、後ほど知事宛てに提出をさせていただきたいと思えます。

五. 報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項は、東京都中央卸売市場における取引等の状況でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○大谷幹事 それでは、報告事項について説明いたします。

お手元配付の資料七、報告事項の一ページをご覧ください。一、東京都中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。

(一) 卸売業者の取扱数量等の推移ですが、表及びグラフで、令和五年までの過去五年間の取扱数量、金額の推移を取扱品目別にお示ししております。

水産物につきましては、取扱数量は減少傾向、取扱金額は増加傾向となっております。

青果物につきましては、取扱数量は減少傾向、取扱金額は増加傾向となっております。

食肉につきましては、取扱数量は増加傾向、取扱金額はおおむね横ばいとなっております。

花きにつきましては、取扱金額は増加傾向となっております。

二ページをご覧ください。(二) 市場業者の経営状況について、直近五年間の推移をお示ししております。

アの(ア)卸売業者の経営状況につきましては、集荷、販売の両面で外部環境の影響を受ける卸売事業の特性上、毎期の取扱数量や販売単価の増減により、その業績は変動する傾向にございまして、直近、令和四年度の赤字業者

数については四社となっております。また、中段（イ）は統廃合の状況でございます。平成二十五年以降、統廃合はございません。

次に、イ、仲卸業者については、業者数は減少傾向、赤字業者の割合は、食肉を除いて増加傾向でございましたが、令和四年は減少に転じてございます。

三ページをご覧ください。東京都中央卸売市場条例改正により規制緩和された、第三者販売及び直荷引きの取引の状況についてでございます。

ア、卸売金額に占める第三者販売の割合につきましては、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。

イ、仲卸業者の直荷引きの状況につきましても、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。

今後も引き続き改正後の動向についてはしっかりと注視してまいります。

最後に、四ページをご覧ください。農林水産省による全国の卸売市場経由率等の推移です。平成二十八年から令和二年までの過去五年間について見ますと、食肉、花きを除いて、市場経由率は年々減少しております。

簡単ではございますが、報告事項についての説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　ないようでございますので、報告事項はこれで終了したいと思います。

最後に、この機会に何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　それでは、協議会はこれで終了いたしますが、閉会の前に、早川市場長からご発言のお申出がございますので、頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○早川幹事 取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。着座にて失礼いたします。

中西会長をはじめ各委員の皆様におかれましては、令和七年における休業日の設定につきましてご審議をいただき、ご答申を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回のご審議の中で頂戴いたしました貴重なご意見につきましては、今後の市場運営の糧といたしてまいります。今後、速やかに本日も答申いただきました内容に基づきまして休業日を決定し、市場業界の皆様や全国の市場関係者の皆様などに周知徹底を図ってまいります。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

六・閉 会

○中西会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の取引業務運営協議会を閉会といたします。円滑な会議運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後二時八分 閉会

——了——